

---

プロジェクト **金融商品（マクロヘッジ）**

項目 **IASB から公表されたディスカッション・ペーパーの概要**

---

### 本資料の目的

1. IASB は、2014 年 4 月にディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（以下「本 DP」という。）を公表した。コメント期限は、2014 年 10 月 17 日である。本資料は、本 DP の概要を紹介することを目的としている。
2. なお、各項目で掲げた質問は、本 DP で掲げられた質問である<sup>1</sup>。

### ディスカッション・ペーパー公表の背景（セクション 1）

#### 本 DP の目的

3. 企業はリスクをオープン・ポートフォリオ、すなわち、時とともに変化するポートフォリオに基づいて管理することが多い。これと整合的に、リスク管理プロセスは動的であり、オープン・ポートフォリオから生じる純額リスク・ポジションの頻繁なモニタリングとこれに対応したリスク活動の見直しが行われる。現行のヘッジ会計では、このような時とともに変化するポートフォリオのシナリオに対応するのが困難なことが多い。また、何を適格なヘッジ対象と考えることができるのかについて制限が課されていて、動的リスク管理を財務諸表に忠実に反映することが困難になっている。（1.1～1.3 項参照）<sup>2</sup>
4. 本 DP は、企業の動的リスク管理活動の財務諸表での忠実な表現と運用面での複雑性の低減を達成するためのアプローチ（ポートフォリオ再評価アプローチ（PRA））を模索している。本 DP の主要な目的は、PRA が、動的リスク管理を会計処理するアプローチとして、財務諸表が提供する情報の有用性の増進をもたらすかどうか、また、どのようにもたらすのかを評価するとともに、運用可能かどうかを評価するためのフィードバックを利害関係者から得ることである。（1.4 項、IN14 項参照）

#### 現行の会計処理の要求事項の限界

5. 現行の IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」又は IFRS 第 9 号「金融商品」にお

---

<sup>1</sup> 一部のセクションの説明を省略しているため、記載を省略している質問がある。

<sup>2</sup> 参照項については、特段の表記がなければ本 DP での項番号である。

けるヘッジ会計は、次のような限界により、多くの企業（特に銀行）が動的リスク管理活動の結果を財務諸表に忠実に表現することを困難と考えている。（1.20 項参照）

- (a) 企業は、金利リスクなどのリスクを個々の契約ベースでなくポートフォリオのベースで管理することがある。こうしたポートフォリオに含まれるエクスポージャーは、追加や除去により頻繁に変動する。リスク管理者は、直近の純額オープン・リスク・ポジションを考慮し、リスク管理に必要な行動を決定する。しかし、現行のヘッジ会計は、具体的なヘッジ手段を具体的なヘッジ対象と関連付けるという要求があるため、ヘッジ会計関係を追跡する必要があり、動的リスク管理を現行のヘッジ会計の枠組みの中で反映することが困難となっている。（1.11～1.12 項参照）
- (b) 一般的には、リスク管理では、特定の種類のリスクに対するエクスポージャーを純額ベースで管理する。例えば、銀行は通常、リスク管理の意思決定を金融資産と金融負債の組合せから生じる正味の金利リスクに基づいて行い、満期（デュレーション）期間帯アプローチによる感応度分析を使用することが多い。これに対して、IAS 第 39 号における金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計の要求事項<sup>3</sup>では、ヘッジ会計の目的上は総額ベースでの指定が要求される。これはリスク管理が誤って表現される結果となる可能性がある。（1.13 項参照）
- (c) IFRS 第 13 号「公正価値測定」では、要求払の特徴を有する金融負債の公正価値測定は、要求払金額の現在価値よりも低くなり得ないと述べている。したがって、会計処理上、要求払いの負債は、名目金額又は要求払金額で測定され、金利変動に関しては公正価値リスクがないと仮定される。しかし、銀行業では、顧客が要求払預金口座内である程度の金額を長期間にわたり維持することが一般的で、この顧客行動を反映して、リスク管理上は、要求払預金ポートフォリオのうち安定的と考えられる部分に金利リスクがあるものとみなされる。このため、会計とリスク管理の乖離を招いている。（1.14～1.15 項参照）

---

<sup>3</sup> IAS 第 39 号では、金融資産又は金融負債からの金利リスクをポートフォリオ・ベースで管理する企業に対する公正価値ヘッジ会計の要求事項が含まれている。この中では、一部のヘッジ対象（例えば、期限前償還可能な固定金利の住宅ローンなど）を契約キャッシュ・フロー・ベースではなく行動予測のベースで含めることとされるので、動的リスク管理の一定の側面に対応している。しかし、この取扱いは、金利リスクに限定されていること、グロスのエクスポージャーをヘッジ対象に指定することとされ、純額ベースの管理が一般的なオープン・ポートフォリオのリスク管理を反映しないなど、いくつかの欠点があると指摘されている。

- (d) 企業が具体的なリスクに対するエクスポージャーを完全に把握するためには、通常、すべてのエクスポージャーをリスク管理プロセスに含める。動的リスク管理の目的で含まれるエクスポージャーの中には、場合により、資産又は負債の会計上の定義を満たさないものが含まれる可能性がある（一例は、銀行におけるパイプライン取引<sup>4</sup>である）。（1.18～1.19 項参照）
6. 前項の現行のヘッジ会計の限界により、多くの企業（特に銀行）が動的リスク管理活動の結果を財務諸表に忠実に表現することを困難と考えるに至っている。また、多くの企業が、会計上の代替案（例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計、公正価値ヘッジ会計、公正価値オプション）の組合せを、ヘッジ手段から生じる純損益のボラティリティを最小限にする目的で使用しており、動的リスク管理活動が、通常は、包括的な方法で実施されているにもかかわらず、企業の財務諸表においてリスク管理の効果を描写しない可能性のある「継ぎはぎ」の表示を生じている。（1.20～1.21 項参照）

#### 検討したアプローチ

（IFRS 第 9 号における事業モデルの 1 つとするアプローチ）

7. IASB は、動的に管理されている資産及び負債を、IFRS 第 9 号「金融商品」における分類及び測定の上、別の事業モデルとして扱うべきかどうかを検討した。しかし、IFRS 第 9 号はすべての企業に適用されることを踏まえて、リスク管理目的で動的に管理されている資産及び負債を具体的に対象としてアプローチを検討する方が、金融商品についての分類及び測定の枠組み全体の幅広い変更を行うよりも、適切だと考えた。（1.22 項参照）

（その他のアプローチ：デリバティブの発生主義会計、全面公正価値会計）

8. また、IASB は、後述する PRA 以外に次の 2 つのアプローチも検討した。この 2 つのアプローチについては、IASB の予備的見解として、両方とも重大な欠点があるとして、本 DP では更なる検討は行われていない。（1.27 項参照）

(a) 動的リスク管理に使用されているデリバティブに発生主義会計を認める例外

---

<sup>4</sup> 広告した金利での固定金利商品の発行予定を指す口語的表現である。状況によっては、銀行はまだ契約していない固定金利エクスポージャーからの金利リスクに晒されていると考えて、パイプライン取引を金利リスクに関する動的リスク管理に含める場合がある。これに関しては、本 DP のサブセクション 3.2 及び本資料 16～17 項を参照。

こうした例外は、たとえ達成されていない場合でも「完全なリスク管理」を描写することになる。当該デリバティブの公正価値の変動と管理されているリスクの影響との間のミスマッチが、財務諸表に反映されないからである。したがって、IASBは、動的リスク管理活動のより忠実な表現を財務諸表において提供しないと考えている。(1.24項参照)

- (b) 動的リスク管理対象エクスポージャーを、すべて純損益を通じた公正価値(FVPL)で測定することを企業に要求する(すなわち、管理されているリスクについてのエクスポージャーを再評価するだけでなく、公正価値の全部を反映する)

動的リスク管理活動の目的は、通常、特定のリスクを管理しようとするところにある。管理対象エクスポージャーの中のすべてのエクスポージャーの全面公正価値測定を要求とした場合、当該特定のリスク以外のリスク(通常は別個に管理される)に起因する変動が、動的リスク管理の影響を覆い隠してしまう可能性があるなど、企業の事業についての中心的な情報が覆い隠される結果となる。(1.25項～1.26項参照)

#### ポートフォリオ再評価アプローチ(PRA)

9. 新たなアプローチを模索する中でリスク別のPRAが登場した。PRAの目的は、企業の動的リスク管理活動の忠実な表現を財務諸表において提供することである。これは、財務諸表利用者が企業の業績を利益の発生源及び対応するリスクごとに理解できるようにすることによって行う。(1.29項参照)
10. PRAは、管理対象である純額オープン・リスク・ポジションの再評価を、管理されているリスクの変動についてだけ行う。管理対象エクスポージャーの他の種類のリスクに係る収益及び費用の認識は、適用可能な基準を基礎とすることになる。PRAは全面公正価値モデルではない。(1.30項、1.33項参照)

<b>質問1—動的リスク管理についての会計処理アプローチの必要性</b>
--------------------------------------

動的リスク管理を企業の財務諸表に表現するための会計処理アプローチの必要性はあると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
--

**質問 2—動的リスク管理を企業の財務諸表に表現する際の現状での困難**

- (a) 現行のヘッジ会計の要求事項を動的リスク管理に適用する際に企業が現在直面している主要な論点を、本 DP が正確に識別していると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。識別していないと考える場合には、IASB が動的リスク管理に対する会計処理アプローチを開発する際に、どのような追加の論点を検討することが必要となるか。
- (b) PRA は識別された論点に対処するものとなると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

**動的リスク管理とポートフォリオ再評価アプローチ（セクション 2）**

**動的リスク管理**

11. 動的リスク管理は通常、次のような特徴を有する。(2.1.1 項参照)
- (a) リスク管理がオープン・ポートフォリオについて行われる。これには新たなエクスポージャーが頻繁に追加され、既存のエクスポージャーが満期となる。
  - (b) オープン・ポートフォリオのリスク特性が変化するにつれて、リスク管理が、純額リスク・ポジションの変動に対応して適時に更新される。
12. さらに、動的リスク管理は、以下の特徴のいくつかを示す場合がある。(2.1.2 項参照)
- (a) 金利リスク管理の文脈では、その目的が、オープン・ポートフォリオからの正味の金利収益を市場金利に対する目標とする感応度の範囲内に保つことである場合がある。
  - (b) リスク管理が、キャッシュ・フローの量ないしは時期についての見積りに基づくエクスポージャー（例えば、行動化エクスポージャー）を含んだオープン・ポートフォリオを基礎としている場合がある。
  - (c) 外部エクスポージャーから生じるリスクだけを、管理対象ポートフォリオに含めている。

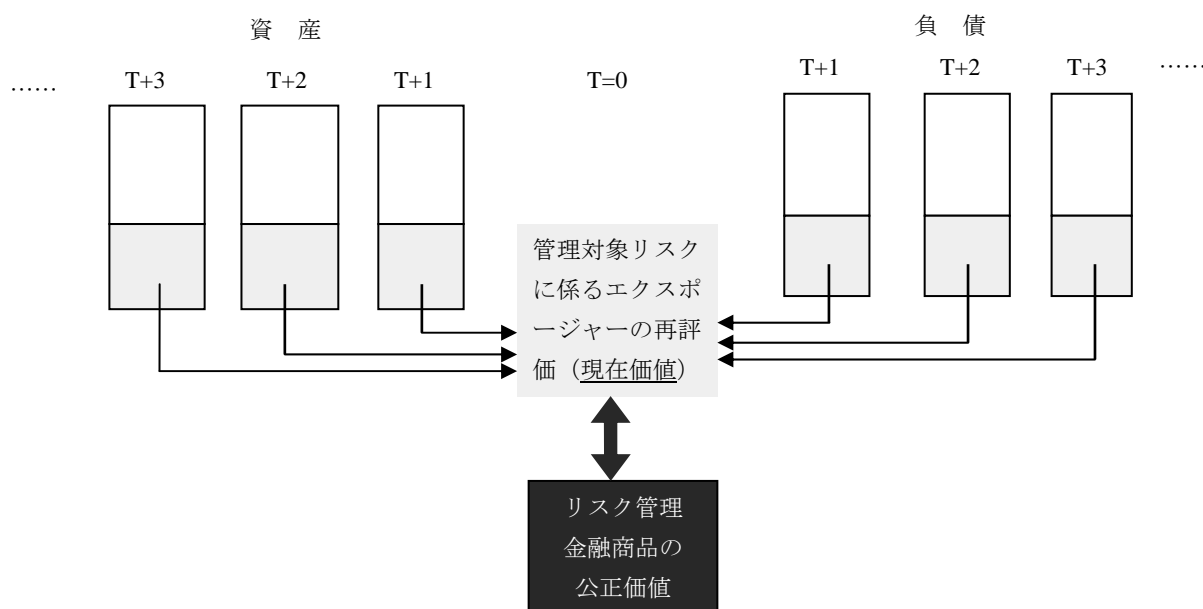
**質問 3—動的リスク管理**

2.1.1 項から 2.1.2 項における動的リスク管理の記述は、正確かつ完全だと考

えるか。賛成又は反対の理由は何か。そう考えない場合、どのような変更を提案するか、また、理由は何か。

### 金利リスクに対するポートフォリオ再評価アプローチ (PRA)

13. PRA を適用する際には、動的リスク管理が行われているオープン・ポートフォリオの中のエクスポージャーは、管理対象リスクに関して再評価されることになる。本 DP では、こうしたポートフォリオを管理対象ポートフォリオと呼んでいる。この再評価は、それらのリスクを管理するために使用されているリスク管理金融商品 (本 DP では、デリバティブ金融商品) の公正価値測定の影響を相殺する。(2.2.1 項参照)



14. 企業が、年間の固定表面金利が 4.5% の 5 年の小口のローンを有していて、償却原価の総額が CU1,000 であると仮定する。管理対象ポートフォリオの市場金利が 4.25% に下落したと仮定した場合には、再評価調整は、当初の表面金利を実勢市場金利で割り引いた価値を表す。金利リスクが動的に管理されている場合の再評価調整は、割引キャッシュ・フロー法を適用して次のように計算される。(2.2.3 項参照)

$$CU45 \times (1.0425)^{-1} + CU45 \times (1.0425)^{-2} + CU45 \times (1.0425)^{-3} + CU45 \times (1.0425)^{-4} + CU1,045 \times (1.0425)^{-5} - CU1,000 = CU11$$

15. 本 DP では、企業の動的リスク管理の実務を財務諸表においてより適切に表現するための次のアプローチを検討している。(2.2.5 項参照)
- (a) IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の要求事項ではヘッジ対象として適格とならないもの（例えば、エクイティ・モデル・ブック（EMB）とパイプライン取引）を管理対象ポートフォリオの中のエクスポージャーに含める可能性（本資料 16～19 項参照）
  - (b) 予想される行動に基づくキャッシュ・フローを含める可能性（本資料 20～21 項参照）

### 管理対象ポートフォリオ・・・行動予測の考慮（セクション 3）

#### パイプライン取引

16. パイプライン取引とは、広告した金利での固定金利商品の予想引出し量を記述するために使用される口語的な用語である。典型的なパイプライン取引では、銀行にも顧客にもまだ契約上のコミットメントはないが、銀行が評判その他の理由でこのような申し出を拘束的と考える場合がある。(3.2.1～3.2.2 項参照)
17. 一部の銀行は、現在、パイプライン取引から生じる金利リスクを動的リスク管理の一部として管理している。動的リスク管理を反映するため、パイプライン取引を金利リスク・エクスポージャーの一部として PRA を適用することが考えられるが、企業が取引の当事者となる前に、財政状態計算書において資産又は負債の認識を生じるなどの、概念上の困難がある<sup>5</sup>。(3.2.3 項参照)

#### エクイティ・モデル・ブック（EMB）

18. 一部の企業においては、自己の資本に対して、利息と類似した基準リターンを名目的に決定している場合がある（すなわち、持分保有者の資金提供に対する目標となる対価を決定している場合がある）。この場合、目標とする基準リターンの達成を容易にするために、企業は動的な金利リスク管理を使用する。目標の基準リターンを有する自己資本は追加の金利エクスポージャーとして、管理対象ポートフォリ

---

<sup>5</sup> 本 DP では、パイプライン取引を PRA に含める可能性を考慮する場合に、概念上いくつかの課題が生じるとしている。特に、将来の取引又は将来の事業機会からの利得又は損失を認識する結果となる可能性があり、これは自己創設のれんを認識することと概念的には違いがないことになっている。(A2.2 項参照)

オの中の他の金利エクスポージャーとともに管理される。(3.3.1項参照)

19. このエクスポージャーに対して、金利リスクに関する PRA を適用することが考えられる。これは、企業の実際のリスク管理の見方を反映することになる。しかし、PRA による再評価損益が自己資本から生じることとなり、概念上の困難が生じる。  
(3.3.2～3.3.3項、A1.12項参照)

エクイティ・モデル・ブックの例 (A1.2～A1.5項参照)

次の資産、負債から構成される企業の例を考える。

資産	CU 百万	負債	CU 百万
5年の固定金利資産	60	5年の固定金利負債	60
1か月の変動金利資産	40	1か月の変動金利負債	15
		<b>自己資本(みなし固定 金利エクスポージャー)</b>	25
	100		100

この例では、1か月の変動金利資産 CU40 百万が1か月の変動金利負債 CU15 百万よりも CU25 百万上回っており、これが、持分保有者へのリターンの源泉となる。企業が、自己資本の望ましい固定金利リターン(持分保有者の資金提供に対して目標とする基準リターン)を反映するために、これを、固定金利負債とみなして管理対象ポートフォリオに含めることが考えられる。この例で、リスク管理金融商品を利用して、CU25 百万のみなし固定金利ポジション(目標自己資本リターンにより生じている)を変動金利にスワップして、金利リスクのミスマッチを除去すると、正味金利収益がベンチマーク金利の変動に対応して変動しないことになる。

**行動予測 (Behaviouralisation)**

20. 企業は、期待キャッシュ・フロー(例えば、期限前償還可能な固定金利の住宅ローンの中の予想される期限前償還の特性及び量)を作成することが多い。動的リスク管理は、通常、エクスポージャーの契約上の存続期間ではなく、期待キャッシュ・フローの特性を基礎とする。この行動予測が基礎とするのは、ポートフォリオ全体の予想であり、個々のエクスポージャーではない。本 DP では、こうしたエクスポージャーを行動予測ベースで PRA に含めるべきかどうかを検討する。(3.4.1項参



照)

21. 契約条件ではなく行動予測を使用した動的リスク管理の一例は、要求払預金である。  
(3.4.2項参照)

**質問 4——パイプライン取引、EMB 及び行動予測**

**パイプライン取引**

(a) パイプライン取引を企業が動的リスク管理の一部と考えている場合には、PRA に含めるべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。理由を説明されたい（運用面での実行可能性、財務諸表で提供される情報の有用性、「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）との整合性を考慮に入れて）。

**EMB**

(b) EMB を企業が動的リスク管理の一部と考えている場合には、PRA に含めるべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。理由を説明されたい（運用面での実行可能性、財務諸表で提供される情報の有用性、「概念フレームワーク」との整合性を考慮に入れて）。

**行動予測**

(c) PRA を適用する目的上、リスクが行動予測ベースで管理されている場合には、キャッシュ・フローは契約ベースではなく行動予測ベース（例えば、期限前償還の予想を考慮後）を基礎とすべきか。理由を説明されたい（運用面での実行可能性、財務諸表で提供される情報の有用性、「概念フレームワーク」との整合性を考慮に入れて）。

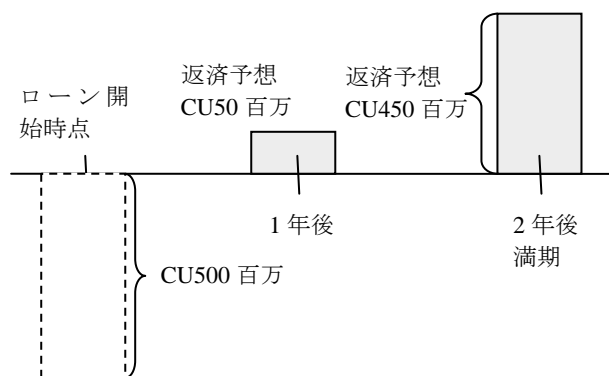
**期限前償還リスク**

22. 行動予測の別の一例は、期限前償還が可能な金融商品のポートフォリオに見ることができる。銀行は、通常、期限前償還が可能な金融商品のポートフォリオを管理する際に、予想される期限前償還行動を考慮する。
23. 期限前償還可能な金融商品の管理対象ポートフォリオからの金利リスクに関して、一般的に、リスク管理は、エクスポージャーの契約上の存続期間は基礎とせず、期限前償還に関する行動予測を基礎とする。商品に内在する期限前償還オプションの

経済的価値の変動は、再評価調整に影響を与える。この影響は、期限前償還リスクがどのように管理されているのかに応じて、異なる可能性がある。例えば、期限前償還リスクが行動予測によるキャッシュ・フローに基づいて管理されている場合には、行動予測を織り込んだキャッシュ・フローへの修正を通じて決定される可能性がある。オプションを使用して管理されている場合には、商品に内在する期限前償還オプションの再評価を通じて決定される可能性がある。(3.5.2項参照)

期限前償還オプションがある場合の行動予測の例 (3.5.3項)

例えば、ある銀行が CU500 百万の 2 年の固定金利住宅ローンに有しており、多数の個々の顧客ローンで構成されている。この銀行は、12 か月後に、このポートフォリオのうち CU50 百万が期限前返済され、その後は満期まで期限前返済はないと予想するかもしれない。銀行は、どの顧客ローンが期限前返済されるのかを予測することはできず、すべての顧客ローンの 10%が期限前返済されると予想するわけでもなく、単に CU50 百万の金額が当該ポートフォリオから期限前返済されると予想するだけである。動的风险管理目的での金利リスクは、CU50 百万の 1 年及び CU450 百万の 2 年の固定金利融資からの金利リスクと同様と考えられる。

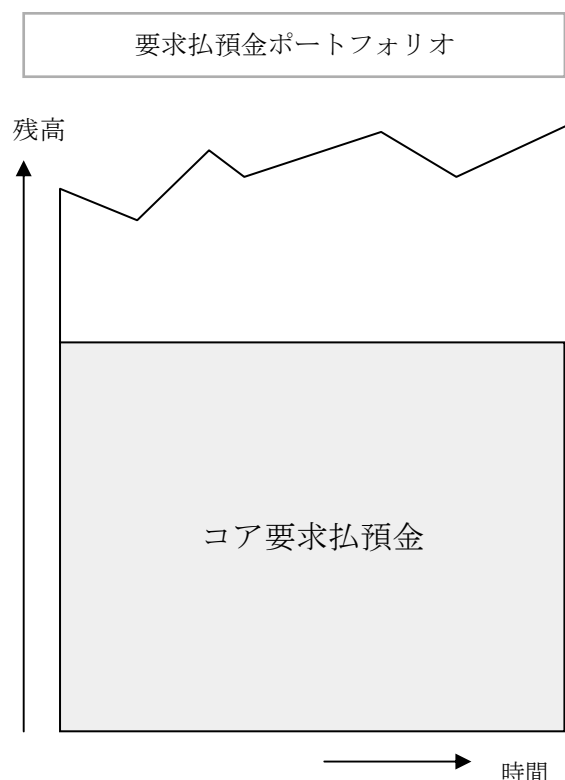


**質問 5——期限前償還リスク**

オプション性のあるリスク管理金融商品が、動的风险管理の一部として期限前償還リスクの管理に使用されている場合、PRA はこのリスク管理活動を考慮すべきだと考えるか。理由を説明されたい。

コア要求払預金ポートフォリオ

24. 銀行業の環境では、顧客が要求払預金口座内である程度の金額を長期間にわたり維持することが一般的である。この顧客行動があるため、リスク管理上、要求払預金ポートフォリオのうち安定的と考えられる部分を識別して、その部分は、「粘着性の」経済的性質を反映して、固定金利負債として扱うことが多い<sup>6</sup>。これらは一般にコア要求払預金と呼ばれる。(1.15項参照)



25. 銀行は、コア要求払預金を金利リスクを生じさせるものとすることが多い。コア要求払預金には、当座預金残高、普通預金及び同様の振舞いをする他の口座などの要求払預金が含まれる場合がある。これらの顧客の預金又は口座は、通常、ゼロ又は低い安定的な金利を支払う。これらの預金に対して支払われる金利は、一般的に市場金利の変動に鈍感である。(3.9.2項参照)

<sup>6</sup> コア要求払預金の適切な期間及び量の選択は、いくつかの要因に左右され、そのうちのいくつかは重要な判断を伴う。これが特に当てはまるのは、PRAの適用時に管理対象ポートフォリオに含めることのできる複製ポートフォリオの期間を決定するための要件が設定されていない場合である。コア要求払預金の期間が変化する場合(すなわち、動的リスク管理に使用されている既存の仮定が修正される)とした場合には、再評価調整ひいては純損益に影響を与えることになる。(3.9.13項参照) なお、要求払預金で、コア要求払預金の一部と考えられていない部分は、通常、動的リスク管理分析の中に、契約条件と整合的に、翌日払(オーバーナイト)の預金として含まれる。(3.9.5項参照)

26. 本 DP では、PRA は動的リスク管理のこの要素を会計処理に織り込むべきとの IASB の予備的見解を示している。PRA では、コア要求払預金ポートフォリオのみなし金利特性は、管理対象ポートフォリオの一部と考えられる。このアプローチは、要求払預金の行動予測を考慮に入れた場合に生じる金利リスクに対するエクスポージャーを、銀行による動的金利リスク管理と整合的に捕捉することになる。(3.9.10 項参照)

**質問 9——コア要求払預金**

- (a) PRA を適用する際に、コア要求払預金を、予想される行動に基づいて管理対象ポートフォリオに含めるべきだと考えるか(企業が動的リスク管理の目的上、コア要求払預金をそのように考えている場合)。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 企業がコア要求払預金の行動予測特性を決定するためにガイダンスが必要となると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

**移転価格設定の役割と管理対象ポートフォリオの再評価 (セクション 4)**

**管理対象エクスポージャーの再評価**

27. PRA の対象とされる管理対象エクスポージャーの金利リスクについての再評価は、次のように計算されることになる。(4.1.2 項参照)
- (a) 管理されている金利リスクに対するエクスポージャーを表すキャッシュ・フロー(分子)を、当該リスクについての現在の金利(分母)で割り引く。
- (b) 分子は、関連する金利エクスポージャーが固定なのか変動なのかに算定が左右される 1 組のキャッシュ・フローである。
- (i) 固定金利エクスポージャーについては、キャッシュ・フローは、金融商品が最初に金利リスクに対するエクスポージャーを生じさせた時点での、企業が管理しているリスクに対応する金利水準を基礎とし、当初の水準から変化しない。
- (ii) 変動金利エクスポージャーについては、キャッシュ・フローは、現在価値を算定する時点で企業が管理しているリスクに対応する関連性のある金利を基礎とする。これらのキャッシュ・フローは、将来の変動する契

約上の金利キャッシュ・フローを、フォワード・カーブと現在の金利期間についての直近の改定（もしあれば）を用いて予測することによって更新される。

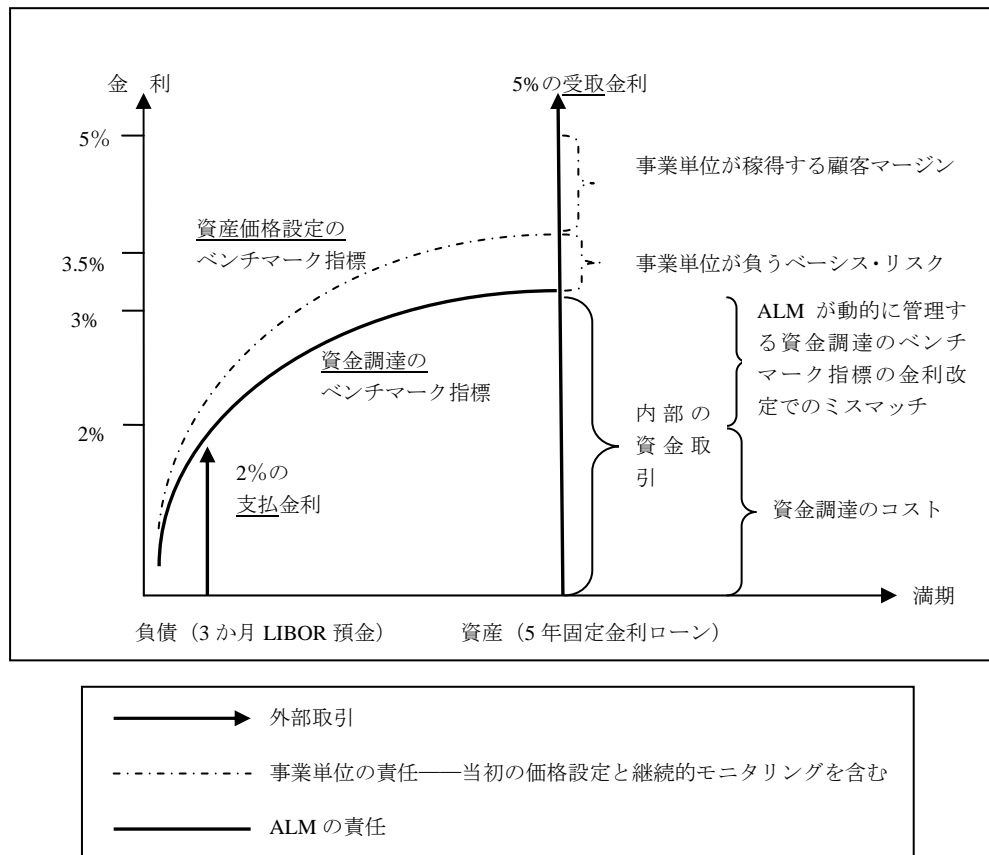
- (c) 上記(a)における分母となる割引率は、固定と変動の両方の金利エクスポージャーについて常に更新される。これは現在価値を計算する時点での金利である。金利の構成要素の変動のうち管理対象リスクの一部を構成していないもの（信用リスクや金融商品の流動性に関する変動など）は、再評価調整の一部とはならない<sup>7</sup>。

28. 図表 1 は、資産及び負債の金利リスクを集中化された包括的な方法で管理する ALM の例を示している。これは単純化した例であり、銀行が顧客ローン及びそれらの外部顧客と取引している事業単位のための関連する資金調達の価格設定をする際に通常は考慮する主要な金利を例示している。また、銀行が正味金利収益をどのように稼得するのか及びその源泉も説明している。（4.1.3 項参照）

---

<sup>7</sup> PRA が管理対象エクスポージャーを再評価するのは、企業が関連する IFRS の分類及び測定の要求事項を適用した後の管理対象リスクについてだけである。例えば、ベンチマーク金利の変動について管理されているローンのポートフォリオの場合、PRA は当該ローンをベンチマーク金利についてだけ再評価する。ローンの残りの構成部分（信用マージンなど）は、適用可能な IFRS に従って金利収益として認識されることになる。（6.1.11 項参照）

(図表1) 金利リスクの集中的な管理にあたり、事業単位、ALMが考慮する金利の例示



29. 外部顧客貸付の価格設定は、特定のベンチマーク指標（図表1では、資産価格設定のベンチマーク指標=3.5%）を基礎とする場合があり、それに顧客固有の貸付マージンを含めるように調整される（3.5%+1.5%=5.0%）。顧客貸付は通常、移転価格取引を通じて、ALMにより内部で資金調達される（内部移転価格=3.0%）。この移転価格取引は、ALMからの資金調達を表すとともに、金利リスク・ポジションをALMに集約する方法も表している。（4.1.4項参照）
30. ALMは、こうした移転価格取引を通じて引き受けた純額オープン・リスク・ポジションから生じる金利リスクを動的に管理する。図表1では、銀行は3か月のLIBOR（2.0%）で外部から資金調達すると仮定している。また、融資を行う事業単位に提供される内部資金の価格設定（3.0%）は、銀行にとっての資金調達のベンチマーク・コスト（資金調達のベンチマーク指標で表される）に基づいて行われる（図表1の太線のカーブ）。資金調達ベンチマーク指標カーブの金利改定から生じるミスマッチ（図表1におけるALMが受取る5年の資金調達金利と支払側の3か月LIBOR資金調達金利などのミスマッチ）は、ALMにより動的に管理される。（4.1.5項参照）

31. 図表1の例での動的リスク管理目的を前提とすると、PRAを適用する目的上、銀行の資金調達ベンチマーク金利指標カーブ（太い実線のカーブ）で表される資金調達指標を用いることが目的適合的である。顧客ローンの基礎となる価格設定指標（破線のカーブ）は、銀行の動的リスク管理の範囲外であり、PRAの適用上は考慮されない。（4.1.6項参照）

**質問 11——エクスポージャーの再評価**

- (a) このセクションで示した再評価の計算は、動的リスク管理の忠実な表現を提供するものとするか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) リスク管理目的が、正味金利収益を銀行の資金調達カーブに関して管理することである場合、管理対象リスクを資金調達金利とすることは適切と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか。理由は何か。

**移転価格設定の役割**

32. 本DPでは、運用上の便法の1つとして、管理対象ポートフォリオの中の管理対象リスクを捕捉するために銀行で実施している移転価格設定プロセスを、PRAを適用する目的に使用することが提案されている。（4.2.2項参照）
33. 多くの銀行は、移転価格の基礎をベンチマーク金利に置いている。しかし、事業単位との資金の授受のための資金調達金利を計算するために、例えば、次のように、ベンチマーク金利にマージン分を調整することがある。（4.2.8～4.2.10項参照）
- (a) 外部的に達成している資金のコストを反映するための調整  
外部からの資金調達コストや、銀行の流動性、他の規制上の要求等によるコストの分担の手段として用いられる。
- (b) 事業単位の特定の行動を促進するための調整  
追加の資金調達を得るように、事業単位の行動を促進するために調整が行われる。
34. 移転価格をPRAにおける再評価の基礎を計算する目的での実務上の便法として受け入れると仮定した場合、前項に示した資金調達金利への調整のように、移転価格に内部のスプレッド又は自己の信用に関連したスプレッドを含めるか否かが問題

となる。この点に関して、考えられるアプローチとして、以下の方法が示されている。(4.2.18~4.2.21 項)

- (a) 市場資金調達指標だけを反映した移転価格設定金利の使用を認め、内部の又は自己の信用に関連したスプレッドは除外する。
- (b) 移転価格を使用して再評価の目的で使用されるキャッシュ・フローを識別することを、スプレッドも含めて無制限に認めるが、割引率は(調整前の)関連するベンチマーク資金調達指標だけから算出することを要求する。
- (c) 移転価格を全面的に(制限なしに)使用して、再評価調整を算定する目的で使用されるキャッシュ・フローを識別するが、割引率の目的上は、移転価格の中の市場資金調達以外のすべてのスプレッドを、移転価格取引の価格設定に使用された当初のスプレッドで「固定」する。

(図表2) 移転価格を PRA の再評価計算に用いる場合の代替的アプローチ

前提：4.2.12 項の金利の例

市場資金調達指数(A)	: 3.8%
外部資金調達スプレッド(B)	: 0.2%
内部資金調達スプレッド (=ALM が稼得するマージン) (C)	: 0.5%
移転価格金利	: (A)+(B)+(C)=3.8+0.2+0.5=4.5%

	キャッシュ・フロー (分子)	当初の割引率 (分母)	事後の割引率 (分母)
市場資金調達指標(他の移転価格スプレッドを除外)	3.8%	3.8%	現在の市場資金調達指標
キャッシュ・フローは全面的な移転価格金利に基づき、割引率は市場資金調達価格設定に限定 <sup>(a)</sup>	4.5%	3.8%	現在の市場資金調達指標
キャッシュ・フローは全面的な移転価格金利に基づき、割引率は現在の市場資金調達価格設定に固定的な他の移転価格スプレッドを加算した率に限定	4.5%	4.5%	現在の市場資金調達指標+0.7%

(a) 初日の再評価差額を生じることになる。



**質問 12——移転価格取引**

- (a) 移転価格設定プロセスは、PRA を適用する目的上、管理対象リスクの適切な表現を提供すると考えるか。移転価格設定を通じて ALM に移転されたリスクは、どの程度まで、管理対象ポートフォリオに存在しているリスクを表していると考えるか (4.2.23 項から 4.2.24 項参照)。
- (b) 管理対象リスクが資金調達金利であり、移転価格取引を通じて表現されている場合、4.2.21 項で議論している代替案のどれが、動的リスク管理の最も忠実な表現を提供すると考えるか。代替案がどれも適切でないと考えられる場合には、どのような代替案を提案するか。回答では、表現の忠実性と運用面での実行可能性の両方を考慮されたい。
- (c) 移転価格設定に使用される可能性のあるスプレッド及び指標の、PRA 適用の基礎としての適格性について、制限が必要と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。必要と考えない場合、どのような変更を提案するか、理由は何か。
- (d) 移転価格設定を実務上の便法として使用するとした場合、継続的な関連付けに関して 4.3.1 項から 4.3.4 項で識別した問題をどのように解決するか。

**PRA の適用範囲 (セクション 5)**

**適用範囲の代替案**

35. 本セクションでは、PRA の考え得る適用範囲を議論しており、2 つのアプローチが検討されている。(5.1.1~5.1.3 項参照)

- (1) 動的リスクに焦点を当てた適用範囲：動的リスク管理活動のすべての要素（リスクの識別、分析及びヘッジを通じての軽減）を捉えるアプローチ
- (2) リスク軽減に焦点を当てた適用範囲：動的リスク管理活動の 3 つの要素すべてを企業がやっている場合に動的リスク管理を捕捉するアプローチ

(動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲)

36. このアプローチでは、動的リスク管理活動の要素（リスクの識別、分析及びヘッジを通じての軽減）のいずれか 1 つがある場合に、企業が PRA を適用する。例えば、

銀行では、リスク管理者は感応度分析を使用して金利の変動に対するエクスポージャーの感応度を把握し、それにより経営者が企業の正味の金利エクスポージャーを判断できるようにしている。これは、ヘッジ又はリスク軽減活動の必要性、時期及び範囲についての動的リスク管理の決定の基礎となる。(5.1.2項参照)

37. このアプローチには次の利点がある。(5.2.4～5.2.6項参照)
- (a) 銀行は、資産（例えば、貸付金）に対する利回りと資金調達（例えば、預金）のコストとの差額である正味金利収益を稼得する。PRAの利点は、財務諸表利用者が利益とそれに対応するリスクを利益の源泉ごとに理解できるようになることである。
  - (b) このアプローチは、企業の管理対象とする純額オープン・リスク・ポジションとリスク管理金融商品の完全な描像を提供する。すべての管理対象ポートフォリオが、ヘッジされているものもされていないものも含めて、再評価されることになるからである。
  - (c) 運用面での利点がある。既存のリスク管理データを会計処理目的で使用する機会が拡大するからである。
38. このアプローチには次の欠点がある。(5.2.7～5.2.8項参照)
- (a) 実際のヘッジ活動に焦点を当てる人々にとっては、ヘッジされていない純額オープン・リスク・ポジションについての情報は、動的リスク管理に関する有用な情報を提供しないおそれがある。また、金利リスクを動的に管理している企業としていない企業との間の比較可能性が問題となる。
  - (b) コストが便益を上回る状況があり得る（すなわち、PRAの財務諸表での適用の影響が小さくて、要求されるシステム変更のコストが正当化されない場合がある）。一例は、主として変動金利エクスポージャーで構成されていて、固定金利エクスポージャーが最小限であるポートフォリオからの金利リスクを動的に管理している銀行の場合であろう。

(リスク軽減に焦点を当てた適用範囲)

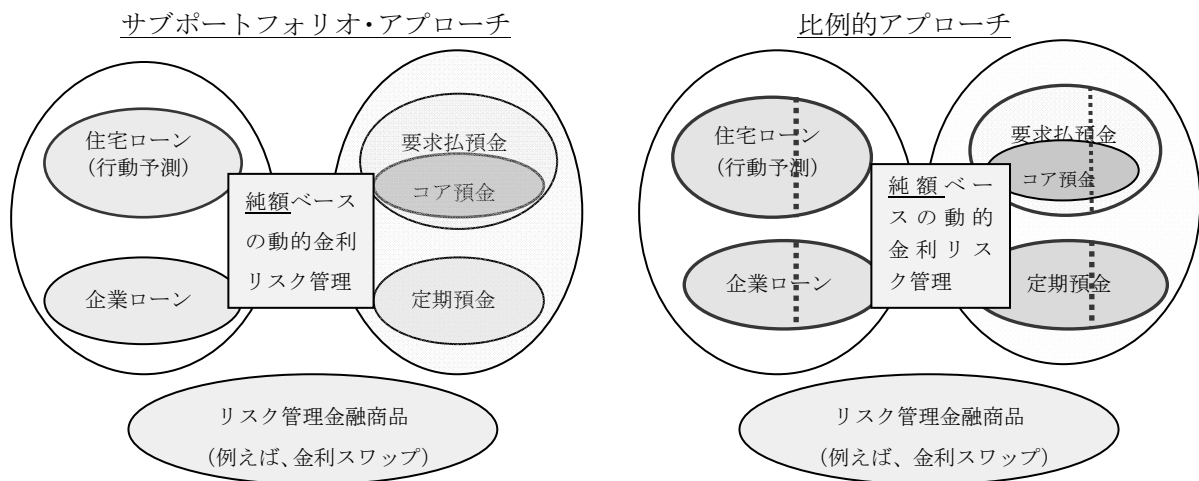
39. もう1つのアプローチは、動的リスク管理の3つの要素のすべて（すなわち、リスクの識別、分析及びヘッジを通じての軽減）を企業が行っている場合にだけ、動的リスク管理を捕捉するアプローチである。したがって、リスクの識別と分析が行われていると仮定すると、この適用範囲の代替案は、企業がヘッジを通じてのリスク

軽減活動を行った状況だけに適用されることになる。(5.1.3項参照)

40. PRA の適用の範囲はリスク軽減に焦点を当てるべきだとする見解の支持者は、ポートフォリオを動的に管理しているがヘッジはしていない企業と、ポートフォリオを動的に管理しておらずヘッジをしていない企業とで、基礎となる経済実態は同様であるはずだと指摘する。(5.2.11項参照)
41. IASB は、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲の中での 2 つのアプローチを検討した。サブポートフォリオ・アプローチと比例的アプローチである。(5.2.12項参照)

(図表 3) リスク軽減に焦点を当てた適用範囲のアプローチ

サブポートフォリオ・アプローチ	比例的アプローチ
PRA は、ヘッジを通じてのリスク軽減活動が行われている動的に管理されているサブポートフォリオだけに限定されることになる。	ヘッジ対象ポジションを、動的に管理されているポートフォリオの比例部分として決定することができる。その場合、PRA は当該比例部分だけに適用されることになる。



42. リスク軽減に焦点を当てることの利点は次のとおりである。(5.2.17~5.2.19項参照)
- (a) この適用範囲の代替案は、会計処理は、企業が動的リスク管理目的を満たすことにどれだけ成功しているのかを反映する場合には、より有用な情報を提供すると考えている人々にとっては魅力がある。

- (b) 適用範囲の代替案が PRA と IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるヘッジ会計について同様となるため、2 つのアプローチの間の相互関係の理解と説明が容易となる。
- (c) PRA の適用によって提供される追加的な情報が限定的である管理対象ポートフォリオ（主として変動金利エクスポージャーで構成されているポートフォリオなど）の実務的な除外が可能になると考えられる。
43. リスク軽減に焦点を当てることの欠点は次のとおりである。（5. 2. 20～5. 2. 25 項参照）
- (a) 一部の人は、この適用範囲の代替案では動的リスク管理の理解をさらに混乱させることになると懸念している。これは、PRA の断片的な適用が、動的リスク管理の観点と合致しない可能性があるからである。
- (b) 動的リスク管理は通常は連続的に更新され、例えば、選択されたサブポートフォリオ又はヘッジされる比例部分が頻繁に変動する可能性がある。このため、PRA が「スイッチのオン・オフ」の仕組みに対応することが必要となり、実務上の問題が生じる可能性がある。
- (c) IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の要求事項と PRA との間での選択に加え、どちらも使用しないという選択肢もあり、企業に対して、純損益のボラティリティを低減するためのより豊富な「道具立て」を与えることになるという主張も考えられる。このため、ヘッジ会計の継ぎはぎの要求事項から生じている既存の問題を悪化させる可能性がある。
- (d) 現行のヘッジ会計の要求事項に関連した実務上の負担が、ヘッジをする決定とヘッジをしない決定とを区別する必要性のために残る可能性がある。

**質問 15——適用範囲**

- (a) PRA は企業の動的リスク管理に含まれている管理対象ポートフォリオのすべてに適用すべき（すなわち、動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲）と考えるか、それとも企業がヘッジを通じてのリスク軽減を行っている状況に限定すべき（すなわち、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲）と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。これらの代替案にいずれにも賛成しない場合には、どのようなことを提案するか、理由は何か。

- (b) 適用範囲の代替案のそれぞれにおけるPRAの適用から生じる情報の有用性についてコメントを提供されたい。リスク軽減に限定したPRAとIFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項との組合せが、動的リスク管理の忠実な表現を提供することになると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 適用範囲の代替案のそれぞれについてのPRAの適用の運用面での実行可能性についてコメントを提供されたい。リスク軽減に焦点を当てた適用範囲の場合には、識別したヘッジ対象サブポートフォリオないしは比例部分の頻繁な変更の必要性にどのように対応することが考えられるか。
- (d) 質問(a)から(c)で提供した回答は、金利リスク以外のリスク(例えば、商品価格リスク、為替リスクなど)を考慮した場合には変わるか。変わるとした場合、回答がどのように変わるのか、理由は何か。変わらないとした場合、理由は何か。

## 表示及び開示(セクション6)

### 財政状態計算書における表示

44. 本DPでは、PRAから生じる再評価調整の財政状態計算書における表示についての3つの代替案を扱っている。(6.1.4項参照)
- (a) 科目ごとのグロスアップ —— 管理対象ポートフォリオに含めたエクスポージャーの帳簿価額を、管理対象リスクについての再評価を反映するように修正する。
- (b) 資産と負債に対する調整の合計額についての独立科目 —— 再評価したエクスポージャーについての再評価調整のうち資産であるものと負債であるものの両方について、独立科目を表示する。
- (c) 単一の純額表示科目 —— PRAの対象となるすべてのエクスポージャーについての正味の再評価調整を、財政状態計算書における単一の科目に表示する。
45. (a)の表示は、動的リスク管理がエクスポージャーに与えた影響を定量化するものとなり、管理対象リスクが管理対象ポートフォリオに与えた影響に関する有用な情報を提供することになる。しかし、動的リスク管理が純額ポジションに焦点を当てていることと不整合であるという見方があり得る。(b)及び(c)の表示の代替案の方が、動的リスク管理の観点との整合性が高くなる可能性がある。(6.1.7項参照)

(図表 4) 財政状態計算書上の表示の代替案

借方／(貸方)	財政状態計算書上の表示の代替案					
	償却原価	再評価 調整	公正価値	(a) 科目ご とのグロス アップ	(b) 集約 した調整	(c) 単一 の純額表 示科目
<b>資 産</b>						
小口ローン	1,000	11		1,011	1,000	1,000
商業ローン	750	30		780	750	750
債券	500	(20)		480	500	500
動的リスク管理再評価					21	
<b>デリバティブ</b>			25	25	25	25
<b>負 債</b>						
預金	(400)	5		(395)	(400)	(400)
発行した債券	(1,500)	(40)		(1,540)	(1,500)	(1,500)
確定約定		(15)		(15)		
動的リスク管理再評価					(50)	(29)
		(29)	25			
<b>動的リスク管理活動 からの純損益</b>	4					

#### 包括利益計算書における表示

46. 銀行の中でのリスク管理者の目的は、銀行の金利リスクに対するエクスポージャーの特性を改変して、正味金利収益に対する目標とする影響を達成することであることが多く、通常、動的リスク管理の焦点を固定金利エクスポージャー（例えば、ベンチマーク金利の変動による）から生じるリスクに当てることによって達成される。本 DP では、この動的リスク管理への焦点を包括利益計算書に反映するため、実際正味金利収益表示、安定的正味金利収益表示の2つの表示の代替案を検討している。  
(6.1.12～6.1.13 項参照)

(実際正味金利収益の表示)

47. 実際正味金利収益表示では、実際の金利収益及び金利費用を、リスク管理金融商品からの正味金利収益を表示するための追加の金利の科目とともに表示する。動的リスク管理活動からの再評価の影響（これも独立科目に表示される）は、予想される将来の正味金利収益におけるミスマッチに関する情報を提供することになる。

(6.1.13 項参照)

48. 実際正味金利収益を表示する代替案には、いくつかの明確な便益がある。この代替案は、正味金利収益についての動的リスク管理の前後での見方を提供する。将来の正味金利収益に関して純額オープン・リスク・ポジションから生じる再評価の影響についての情報を提供することになる。また、実務上の適用がより容易となる。管理対象ポートフォリオにおける管理対象エクスポージャーからの金利収益又は金利費用の会計処理に変更がないからである。(6.1.14 項参照)

(安定的正味金利収益の表示)

49. 安定的正味金利収益表示——正味金利収益は、銀行の動的リスク管理目的が正味金利収益を安定させることであると仮定して報告される。動的リスク管理活動からの再評価の影響は、銀行が実現した正味金利収益と将来の正味金利収益の両方について目的の達成にどのくらい成功したのかに関する情報を提供することになる。(6.1.13 項参照)

50. 安定的正味金利収益を表示する代替案は、正味金利収益を安定させるという銀行の目的に基づいた安定的な正味金利収益特性を、銀行がこうした安定的な特性を動的リスク管理活動を通じて達成できたのかどうかに関係なく、表示することになる。銀行の動的リスク管理活動の結果が目標とは異なることがあり得る。この表示の代替案は、この乖離を反映することができないので、実際の動的リスク管理についての情報を提供しないと一部の人は主張している。(6.1.15 項参照)

(2つの表示の代替案の例示)

51. (図表 5) の例は、包括利益計算書における表示の代替案の両方を例示している。

例示の前提 (6.1.16 項参照)

- ある銀行は 6 年の固定金利ローンのポートフォリオだけを有していると仮定。変動金利の負債のポートフォリオで資金調達をしている。
- 銀行は純額オープン・リスク・ポジションに基づいて金利リスクを動的に管理している。
- 金利ミスマッチの 80%を、6 年の金利スワップ (IRS) を使用して除去する。
- 単純化のため、固定金利ローンのベンチマーク価格設定指標と資金調達指標と

は、6か月 LIBOR で同一とする（管理対象リスクは6か月 LIBOR）。

- PRA は動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲に適用する。

(図表 5) 包括利益計算書における表示の代替案

前提

金融商品	名目	金利の基礎	金利	PRA に含める金利リスク
ローン	CU100m	毎年12月31日に固定金利を受け取る (当初の市場金利+顧客マージン)	4% (=3%+1%)	3% (すなわち、6か月 LIBOR カーブに基づく当初の金利)
預金	CU100m	12月31日と6月30日に6か月 LIBOR を支払う	6か月 LIBOR	6か月 LIBOR
IRS	CU80m	12月31日と6月30日に6か月 LIBOR を受け取る 毎年12月31日に固定金利を支払う	6か月 LIBOR  3%	6か月 LIBOR  3%

市場金利 <sup>(a)</sup>	20X0年 12月31日	20X1年 6月30日	20X1年 12月31日	20X2年 6月30日	20X2年 12月31日
年換算 LIBOR 金利 (固定金利の現在価値計算の分母に使用)	3%	2.8%	2.5%	3.3%	4%
6か月の期間に係る LIBOR (変動金利の現在価値計算の分子及び分母に使用)	1.49%	1.37%	1.24%	1.61%	1.98%

(a) 各期間においてフラットなイールドカーブを仮定

### 実際正味金利収益表示

		20X1年 6月30日	20X1年 12月31日	20X2年 6月30日	20X2年 12月31日
金利収益	(a)	2.0	2.0	2.0	2.0
金利費用	(a)	(1.49)	(1.37)	(1.24)	(1.61)
動的リスク管理からの正味金利	(b)	(0.01)	(0.10)	(0.21)	0.09
<b>正味金利収益</b>		<b>0.5</b>	<b>0.53</b>	<b>0.55</b>	<b>0.48</b>
動的リスク管理からの再評価の影響	(c)	0.25	0.21	(0.67)	(0.52)
<b>6か月の期間に係る純損益合計</b>		<b>0.75</b>	<b>0.74</b>	<b>(0.12)</b>	<b>(0.04)</b>



- (a) 貸出金及び預金の金利発生額（現行の償却原価区分の会計処理と同様）
- (b) 金利スワップの発生ベースの損益
- (c) デリバティブからのクリーン公正価値変動及び管理対象ポートフォリオから生じるクリーン再評価の変動の純額

### 安定的正味金利収益表示

CU	20X1年		20X2年	
	6月30日	12月31日	6月30日	12月31日
金利収益	(a) 1.99 <sup>(注)</sup>	1.87	1.74	2.11
金利費用	(1.49)	(1.37)	(1.24)	(1.61)
<b>正味金利収益</b>	<b>0.5</b>	<b>0.5</b>	<b>0.5</b>	<b>0.5</b>
動的リスク管理からの再評価の影響	(b) 0.25	0.24	(0.62)	(0.54)
<b>6か月の期間に係る純損益合計</b>	<b>0.75</b>	<b>0.74</b>	<b>(0.12)</b>	<b>(0.04)</b>

(注) 6か月の期間に係る金利収益は、年1%の顧客マージン（6か月について0.5%）に、6か月の期間に係るLIBOR（1.49%）を加算したものと計算されている。

- (a) 以下から構成される。②はヘッジされている構成部分とヘッジされていない構成部分の両方（エクスポージャーの80%ではなく100%）に適用される。
  - ① 管理対象リスクに含まれていない顧客マージン（即ち、年1%…半年0.5%）
  - ② 管理されているリスクを反映するエクスポージャーに関する金利の発生計上額（この例では6か月LIBOR）
- (b) ヘッジしていないポジション（この例では20%）の再評価から、動的リスク管理を通じて実際に達成されなかった正味金利収益の安定化の効果を控除したものを反映する。

#### 質問 18——表示の代替案

- (a) どの表示の代替案を財政状態計算書において選好するか。理由は何か。
- (b) どの表示の代替案を包括利益計算書において選好するか。理由は何か。
- (c) 動的リスク管理活動のより適切な表現をもたらすと考える財政状態計算書あるいは包括利益計算書における代替的な表示の詳細を示していただきたい。なぜこの表示を選好するのかを、情報の有用性及び運用面での実行可能性を考慮に入れて、説明されたい。

### 開示

52. PRAに付随する開示は、企業の動的リスク管理及びPRAが財務諸表においてどのように適用されたのかを財務諸表利用者が理解するのに役立つものとすべきである。この観点で、PRAについて4つの考え得る開示テーマが検討されている。（6.3.1～6.3.2項参照）

- (1) 動的リスク管理についての目的及び方針に関する定性的情報（エクスポージャーの中のリスクの識別を含む）（6.3.3～6.3.6 項参照）  
動的リスク管理の中で考慮された種類のエクスポージャーと、企業がこうしたエクスポージャーから生じるリスクをどのように察知しているのかについて、定性的な記述が提供される。企業の動的リスク管理の方針及び運用目的に関する定性的情報も開示される。
- (2) 純額オープン・リスク・ポジションとそれが PRA の適用に与える影響に関する定性的情報及び定量的情報（6.3.7～6.3.13 項参照）  
純額オープン・リスク・ポジションがどのように決定されるのかについての定性的情報が提供される。また、動的リスク管理及び会計処理の目的で使用している見積技法について情報が提供される。さらに、純額オープン・リスク・ポジション及び報告日に認識されたポートフォリオ再評価調整についての定量的情報が提供される。
- (3) PRA の適用（6.3.14～6.3.17 項参照）  
PRA の適用に関する企業の会計方針の十分な記述が、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」により要求されることになる。この記述は、PRA が財務諸表にどのように、また、どの程度、影響を与えたのかを財務諸表利用者が理解するための十分な詳細を提供すべきとしている。
- (4) 動的リスク管理が企業の現在及び将来の業績に与える影響に関する定性的情報及び定量的情報（6.3.18～6.3.21 項参照）  
動的リスク管理が企業の報告する当期及び将来の期間の業績にどのように影響を与えるかに関する開示である。例えば、動的リスク管理後における企業の将来の正味金利収益の金利変動への感応度（報告日現在の企業の純額オープン・リスク・ポジションに基づく）に関する情報などが考えられる。

**質問 20——開示**

- (a) 識別した 4 つのテーマのそれぞれが動的リスク管理についての有用な情報を提供すると考えるか。各テーマについて、見解の理由を説明されたい。
- (b) 識別したテーマが有用な情報を提供しないと考える場合には、そのテーマ

を特定するとともに、理由を説明されたい。

- (c) どのような追加の開示（もしあれば）が企業の動的リスク管理についての有用な情報をもたらすと考えるか。こうした開示が有用となると考える理由を説明されたい。

### 開示の範囲

53. 適切となる開示の種類を検討とともに、それらの開示の範囲を検討することが必要である。通常、開示の範囲は、関連する IFRS の適用の範囲に従う。しかし、企業の動的に管理しているリスクに対するエクスポージャーの全体に関する開示は、企業の PRA 適用の範囲に関係なく、有意義な情報を提供する可能性がある。（6.3.22 項参照）
54. 以下の例は、動的リスク管理の開示の範囲について識別された考え得る代替案を示している。ある銀行グループが2つの銀行子会社を有していて、その一方（子会社 A）はすべての金利リスクを動的に管理し、他方（子会社 B）は金利リスクをより静的に管理している。子会社 A が動的に管理している金利リスクは、いくつかのサブポートフォリオ（A1、A2 及び A3）で構成されている。A1 には、EMB からのみならず金利リスクが含まれている。子会社 A は A2 だけをヘッジしている。（6.3.24 項参照）

（図表 6）開示の範囲に関する代替案

	PRA の適用の想定される範囲 (a)	動的リスク管理に関する開示の範囲についての代替案
1	動的リスク管理に焦点。子会社 A における A1、A2、A3 を含める（EMB も含め、すべてのエクスポージャーが適格と仮定）。	(a) PRA の適用に合わせる（子会社 A のみ）。又は、 (b) 子会社 A と子会社 B のすべてのエクスポージャー。したがって、管理対象リスクが存在する場合は常に、子会社 A だけが金利リスクを動的に管理しているが、子会社 B に管理対象リスクが存在するという事実により、それらのエクスポージャーも開示要求に含めることになる。

2	<p>動的リスク管理に焦点。すべての適格な動的に管理されているエクスポージャーを含める（EMB は適格でないと仮定）。PRA は子会社の A1、A2、A3 に適用されるが、EMB からのみなしリスクは除外。</p>	<p>(a) PRA の適用に合わせる（EMB を除外した子会社 A）。</p> <p>(b) すべての適格なエクスポージャー（子会社 A のみ）に、EMB からの金利リスクに関する開示を追加。又は、</p> <p>(c) 子会社 A 及び子会社 B のすべてのエクスポージャー（1(b)と同じ）。</p>
3	<p>リスク軽減に焦点（サブポートフォリオ・アプローチ）。銀行は A2 だけに PRA を適用することを選択（すべてのエクスポージャーが適格と仮定）。</p>	<p>(a) PRA の適用に合わせる（A2 のみ）。</p> <p>(b) 動的リスク管理に焦点。会計処理の適用に関係なく、動的リスク管理の事例に関連付け。</p> <p>(c) 子会社 A 及び子会社 B のすべてのエクスポージャー（1(b)及び2(c)と同じ）。</p>

(a) セクション 5.2 では、さまざまな適用範囲の代替案を議論している。

**質問 21——開示の範囲**

- (a) 開示の範囲は PRA の適用の範囲と同じにすべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 開示の範囲を PRA の適用の範囲と同じにすべきだとは考えない場合には、開示の適切な範囲はどのようになると考えるか、理由は何か。

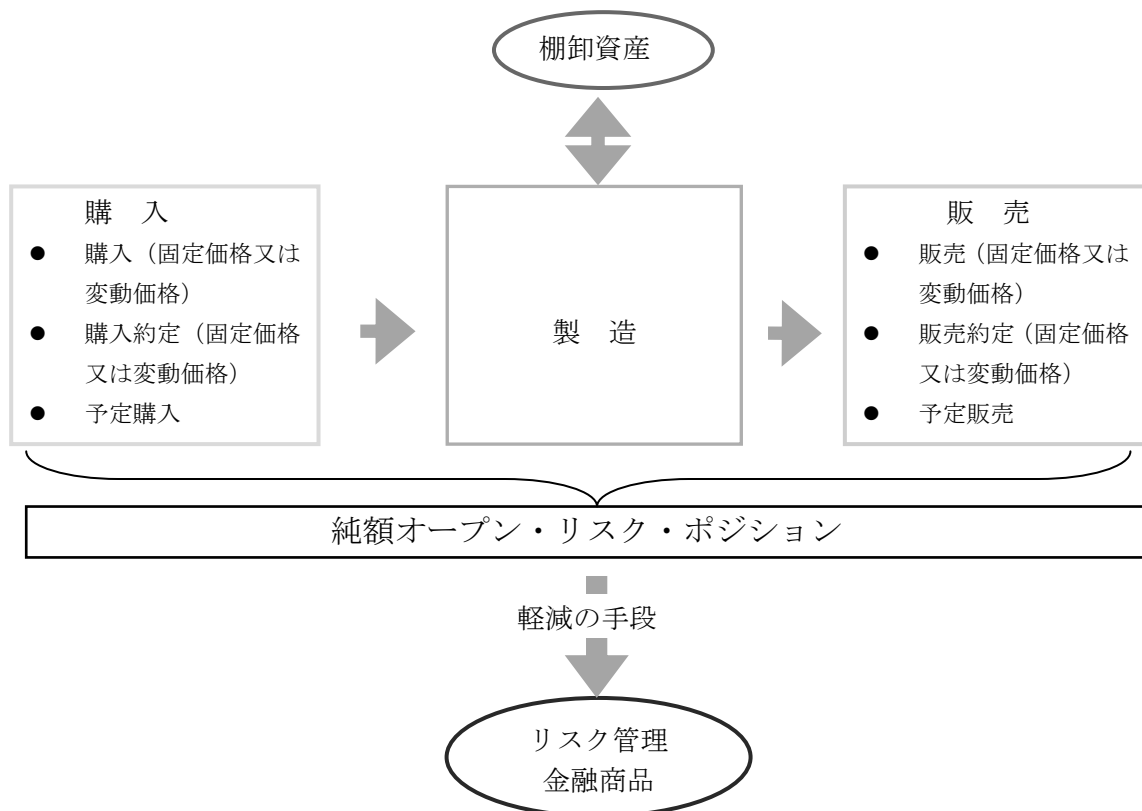
**他のリスクへの PRA の適用（セクション 8）**

55. 本 DP において、動的リスク管理活動についてのアプローチを金利又は銀行に限定せず、さまざまな種類のリスクの管理に対応する動的リスク管理活動の会計処理アプローチの開発を探求している。IASB は、動的リスク管理活動が、例えば、為替リスクと商品価格リスクもオープン・ポートフォリオのベースで動的に管理される場合があると理解している。（8.1 項参照）
56. 金利リスク以外のリスクに関して、経営者は取引の特定のポートフォリオからの正味マージン又は利回りを具体的な市場リスクに関して管理したいと考えている。

(8.5 項参照)

- (a) 例えば、正味の商品価格リスクが購入と販売（及び棚卸資産）から生じる場合がある。購入と販売の両方の契約の価格設定が商品の市場価格に基づいている場合には、動的リスク管理活動は購入と販売（及び棚卸資産）の価格設定のミスマッチの識別に焦点を当てるかもしれない。
- (b) 別の一例は、商品を購入したが、最終的な販売価格を確定していないため、当該商品の市場価格に敏感なままとなっている企業（例えば、顧客に供給するためにガスを購入するエネルギー会社）であろう。この商品価格リスクを純額の固定価格ポジションから除去するために、リスク管理者は商品デリバティブを使用して正味マージンの変動可能性のリスクを低減する場合がある。

57. IASB は、本 DP を次のことに関しての具体的なインプットを得るために利用しようとしている。PRA を銀行が金利リスクについて行っている以外の動的リスク管理に適用できるのかどうか、また、その場合、どのようにどのような場合に適用できるのか、及び動的リスク管理の他の適用を扱うためのモデルの必要性があるかどうかについてである。(8.3 項参照)



**質問 25——他のリスクへの PRA の適用**

- (a) PRA を銀行の動的リスク管理以外の動的リスク管理について利用可能とすべきか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合には、他にどのような事実パターンについて適切となると考えるか。その事実パターンを説明されたい。
- (b) (a)における事実パターンのそれぞれについて、PRA が適用できるかどうか及びどのように適用できるのか、また、動的リスク管理に関する有用な情報を企業の財務諸表において提供することになるのかどうかを説明されたい。

**その他の包括利益を通じての PRA の可能性（セクション 9）**

58. 本セクションでは、PRA に対する代替的アプローチが検討されている。この代替案では、再評価は本 DP で示されているとおりに発生するが、管理対象ポートフォリオの再評価の影響とリスク管理金融商品の公正価値の変動は、純損益ではなくその他の包括利益（OCI）に認識されることになる。PRA を OCI を通じて適用することを考慮する場合、実際正味金利収益表示アプローチだけが適用できる。（9.2 項参照）
59. OCI アプローチを使用すると、管理対象ポートフォリオからの将来キャッシュ・フローの管理対象リスクについての再評価と、リスク管理金融商品（本 DP では、デリバティブ金融商品）の再評価との正味の影響が、OCI に認識されることになる。当期の正味金利収益は、動的リスク管理の後に表示されることになる。（9.3 項参照）
60. OCI を通じての PRA は、やはり同じ情報を財務諸表において提供することになる。しかし、純損益は、動的リスク管理活動が当報告期間に認識された正味金利収益に与えた影響だけを反映することになり、将来の正味金利収益に対する影響は OCI に認識されることになる（すなわち、動的リスク管理からの再評価の影響は、純損益

ではなく OCI に認識される)。 (9.4 項参照)

仕訳例 (9.4 項参照)

**管理対象ポートフォリオ**

借方／貸方 <sup>(a)</sup>	再評価	SFP <sup>(b)</sup>	X+Y
貸方／借方	利息発生計上	NII <sup>(c)</sup>	(X)
貸方／借方	クリーン再評価(*1)	OCI	(Y)

**リスク管理金融商品**

借方／貸方	公正価値の変動	SFP	(A+B)
貸方／借方	正味利息発生計上	NII	A
貸方／借方	クリーン公正価値変動(*2)	OCI	B

(a) この仕訳は借方又は貸方のいずれの可能性もあるので、両方を反映している。

(b) SFP とは財政状態計算書を指す。

(c) 正味金利収益 (NII) の一部として純損益に認識される。

(\*1) PRA の適用から生じた再評価調整から直近の金利改定に係る金利発生計上を除いたもの

(\*2) リスク管理金融商品の公正価値から、直近の金利改定に係る金利発生計上を除いたもの

61. このアプローチの追求に先立ち、いくつかの重要な考慮すべき実務上及び概念上の論点がある。(9.7 項参照)

(a) この代替案は、PRA を開発した際に適用された仮定 (すなわち、すべてのリスク管理金融商品が公正価値で測定され、公正価値の変動が純損益に認識される) と不整合である。

(b) 内部デリバティブの取扱いの変更又は再検討が必要となる可能性がある。内部デリバティブの総額表示が、純損益において純額でゼロとはならなくなるからである<sup>8</sup>。

(c) OCI から純損益へのリサイクリングは、管理対象エクスポージャーが売却され

<sup>8</sup> 銀行では、一般的に、ALM がオープン・ポートフォリオからの金利リスク・ポジションを管理する場合に、内部デリバティブを用いてトレーディング・ユニットにリスクを移転することによって行う。PRA の目的の 1 つである、動的リスク管理に関する情報の改善を達成するため、相殺となる内部デリバティブは、トレーディングによる外部エクスポージャーと別に、包括利益計算書においてグロスアップすることが必要となる。この場合、すべての内部デリバティブからの純損益は、相殺されて、純損益に正味の影響が生じないことになる。しかし、動的リスク管理活動の内部デリバティブは OCI とし、トレーディング・ユニットの内部デリバティブは FVPL とすると、両者の影響が相殺されず OCI と純損益に残る可能性がある。(サブセクション A5.1 参照)

る又はリスク管理金融商品が終了する場合には行われたい。

- (d) このアプローチが、「概念フレームワーク」に関する DP における OCI の目的での提案と整合的かどうか。

IASB が 2013 年 7 月に公表したディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（『概念フレームワーク』に関する DP）は、ある項目を OCI に分類すべきかどうか、また、どのような場合にそれが企業が当期に達成したリターンに関する純損益における情報の有用性を高めるのかを探究した。その中では、OCI は、純損益の目的適合性を高める場合に利用することが考えられ、そのケースを 3 つ（橋渡し項目、ミスマッチのある再測定、一時的な再測定）に分類して検討している。

**質問 26——OCI を通じての PRA**

9.1 項から 9.8 項に記述した方法での OCI の使用を織り込んだアプローチを検討すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。OCI の使用を PRA に組み込むべきだと考える場合には、この代替案について識別されている概念上及び実務上の困難をどのように克服できるのか。

以 上